

社会福祉法人 清和福社会

子育てサポートのための、一般事業主行動計画

社会福祉法人 清和福社会では、安心して育児休業を取得できる環境をつくり、女性社員の継続勤務についての社内の理解を深めることによって、全ての従業員が仕事と子育てを両立させることができその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように子育てサポートの行動計画を策定します。

1 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日

2 内容

目標 1 育児休業制度の周知を図り、休業中及び復職後の処遇に関する情報を提供します。

【目標を達成するための方策と実施期間】

令和2年4月～ 情報提供内容の検討

令和2年4月～ 情報提供の実施

令和2年4月～ 対象となる社員への説明

令和3年4月～ 前年の結果を受けて情報提供をおこなう。(毎年)

目標 2 妊娠中、休業中及び復職後の女性職員のための相談窓口を設置します。

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和2年4月～ 相談窓口担当者の選定

令和2年4月～ 窓口の設置

目標 3 育児休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知をします。

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和2年4月～ 対象となる職員への説明と手続き代行をします。

目標 4 ハラスメント研修を年1回以上おこなう。。

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和2年4月～ 職場におけるハラスメントの内容・ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発します。

令和2年4月～ 相談窓口担当者の選定

令和2年4月～ 窓口の設置